

第 9 回 幹 事 会

平成 1 8 年 2 月 2 3 日

日 本 学 術 会 議

配布資料

資料 1 議事次第

資料 2 出席者一覧

資料 3 非公開審議事項

資料 4 第8回幹事会議事要旨

資料 5 諸報告事項

資料 6 審議事項

資料 7 次回以降の日程について

参考 1 会長の互選に関する細則改正（案）

参考 2 課題別委員会設置のあり方について

参考 3 分科会設置に係る全体スケジュール

参考 4 課題別委員会等の委員候補者の推薦について（依頼）

参考 5 平成18年8月～平成19年3月までの幹事会等日程（案）

参考 6 日本学術会議における今後の予定

参考 7 子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会設置提案書等

参考 8 地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会設置提案書等

第9回幹事会議事次第

日 時 平成18年2月23日(木) 14:00～

議 題 1 非公開審議事項

- (1) 連携会員の候補者の決定(提案1)
- (2) 委員候補者の推薦(提案2)
- (3) 企画委員会年次報告等検討分科会委員の候補者の決定(提案3)
- (4) 国際委員会分科会委員候補者の決定
 - ① AASSREC 等分科会(提案4、5)
 - ② 持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2006分科会(提案6)
 - ③ PSA分科会(提案7)
- (5) 課題別委員会委員候補者の決定
 - ① ヒト由来試料・情報を用いる研究に関する生命倫理検討委員会(提案8、9)
 - ② 学術・芸術資料保全体制検討委員会(提案10、11)
 - ③ 科学者の行動規範に関する検討委員会分科会(提案25)

2 前回幹事会以降の諸報告

3 総合科学技術会議報告

4 審議事項

- (1) 総会日程案(提案12)
- (2) 要綱の改正等
 - ① 運営内規の一部改正(提案13)
 - ② 委員会等委員及び特任連携会員の推薦様式(提案14)
 - ③ 委員会の分科会等の設置提案様式(提案15)
 - ④ 分野別委員会運営要綱(提案16)
 - ⑤ 地区会議運営要綱の一部改正(提案17)
 - ⑥ 協力学術研究団体規程の一部改正(提案18)
- (3) 委員会の設置
 - ① 教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会の設置及び要綱案(提案19、20)
 - ② 科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱の一部改正(提案21)
- (4) 代表派遣(平成18年3月分)及び派遣の変更(提案22、23)
- (5) シンポジウムの開催(提案24)

5 その他

第 9 回 幹事会（2 月 2 3 日）出席者一覧

会 長	黒 川 清
副会長	浅 島 誠
副会長	大 垣 眞一郎
副会長	石 倉 洋 子

第 1 部 部長	広 渡 清 吾
副部長	佐 藤 学
幹事	鈴 村 興太郎

第 2 部 部長	金 澤 一 郎
副部長	唐 木 英 明
幹事	鷺 谷 いづみ

第 3 部 部長	海 部 宣 男
副部長	土 居 範 久
幹事	河 野 長
幹事	小 林 敏 雄

事務局	西ヶ廣 局 長
-----	---------

諸 報 告 事 項

第 1	前回幹事会以降の経過報告	P. 1
1	審議付託等	P. 1
2	賞等の推薦	P. 1
第 2	各部・各委員会等報告	P. 1
1	機能別委員会の開催とその議題	P. 1
2	分野別委員会の開催とその議題	P. 2
3	課題別委員会の開催とその議題	P. 2
第 3	総合科学技術会議報告	P. 3

第1 前回幹事会以降の経過報告

1 審議付託等

件 名	申 請 者	審議・付託先
大阪大学蛋白質研究所運営協議会委員の推薦について	国立大学法人 大阪大学蛋白質研究所長	2 部
北海道大学情報基盤センター全国共同利用委員会委員の推薦について	国立大学法人 北海道大学情報基盤センター長	情報学委員会

2 賞等の推薦

件 名	照 会 先	備 考
2006年バルザン賞	各部	推薦見送り
本田賞	各部	照会中
ソウル平和賞	各部	照会中
キング・ファイサル国際賞	各部	照会中

第2 各部・各委員会等報告

1 機能別委員会の開催とその議題

(1) 選考委員会（第7回）（2月15日）

- ①課題別委員会委員等の候補者の決定について ②連携会員候補者の選考について
③その他

(2) 科学者委員会男女共同参画分科会（第1回）（2月13日）

- ①役員の選出 ②今後の運営について ③その他

(3) 国際委員会（第2回）（2月13日）

- ①前回（平成17年10月5日）の議事概要の確認 ②IAC理事会（オランダ）報告 ③G8学術会議（4月19日、20日。モスクワ）について ④国際学術団体対応の国内委員会の決定について ⑤平成18年度代表派遣について ⑥IAP理事会への派遣者について ⑦分科会の議決の取扱いについて ⑧国際学術団体への新規加入について ⑨次回の日程等

(4) 地区会議代表幹事会 (第1回) (2月13日)

- ①地区会議代表幹事会の幹事互選 (2名) ②地区会議運営要綱の改正案
- ③平成18年度事業計画 ④地域振興フォーラムの今後のあり方 ⑤その他

2 分野別委員会の開催とその議題

(1) 物理学委員会 (第2回) (2月14日)

- ①物理学関連の連携委員の確認 ②分科会について (活動を始めるもの、設置すべきもの、等) ③今後の諸活動について ④その他

(2) 物理学委員会 IUPAP分科会 (第1回) (2月14日)

- ①委員長及び幹事の選出について ②今後の活動について (代表派遣の検討等) ③その他

(3) 物理学委員会 IAU分科会 (第1回) (2月14日)

- ①委員長及び幹事の選出について ②今後の活動について (代表派遣の検討等) ③その他

(4) 機械工学委員会・土木工学・建築学委員会合同 IUTAM分科会 (第1回)

(2月15日)

- ①委員会及び幹事の選出について ②今後の活動について (代表派遣の検討等)
- ③その他

3 課題別委員会の開催とその議題

(1) 政府統計の作成・公開方策に関する委員会 (第2回) (2月15日)

- ①報告骨子案について ②その他

(2) 科学者の行動規範に関する検討委員会 (第4回) (2月21日)

- ①科学者の行動規範について ②その他

第3 総合科学技術会議報告

1 専門調査会

第17回基本政策専門調査会

2月22日※会長出席

①分野別推進戦略案の検討について

②その他

2 総合科学技術会議有識者議員会合

2月16日※会長出席

2月23日※会長出席

審 議 事 項

提案 12	第 1 4 8 回総会日程（案）について	P. 1
提案 13	日本学術会議の運営に関する内規の一部を改正する決定案について	P. 3
提案 14	委員会、分科会等の委員及び特任連携会員の推薦様式について	P. 7
提案 15	委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付随様式等について	P. 15
提案 16	分野別委員会運営要綱の一部を改正する決定案について	P. 18
提案 17	日本学術会議地区会議運営要綱の一部を改正する決定案について	P. 32
提案 18	日本学術会議協力学術研究団体規程の一部を改正する決定案について	P. 37
提案 19	教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会の設置について	P. 42
提案 20	教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会設置要綱案について	P. 44
提案 21	科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱の一部を改正する決定案について	P. 46
提案 22	平成 1 7 年度代表派遣について（平成 1 8 年 3 月分）	P. 49
提案 23	平成 1 7 年度代表派遣の変更について	P. 51
提案 24	第 5 2 回構造工学シンポジウムの開催について	P. 53

1 2	
幹事会	9

提 案

第148回総会日程（案）について

- 1 提 案 者 会 長
- 2 議 案 標記について、別紙のとおりとすること。

参 考

第 1 4 8 回総会日程（案）

－ 第 2 0 期第 3 回 －

第 1 日程表

	10:00	～	12:00	13:30	～	16:30～18:00	
4 月 10 日 (月)	総 会 ・ 特別講演 ・ 提案事項説明		昼休み	部 会		幹 事 会	
	10:00	～	12:00	13:30	～ 15:00	～	16:30～17:30
4 月 11 日 (火)	総 会 提案事項審議・採決		昼休み	総 会	部 会	幹 事 会	同 友 会 総 会 ・ 懇 親 会
	10:00	～	12:00	13:30	～	16:00～	
4 月 12 日 (水)	機能別委員会		昼休み	機能別委員会の分科会等		幹 事 会	

（総会中の日程は、審議の状況により変更される場合があります。）

第 2 会場

総 会……講 堂
部 会……各部会議室
幹事会……大会議室

13	
幹事会	9

提 案

日本学術会議の運営に関する内規の一部を改正する決定案について

- 1 提 案 者 浅島副会長（組織運営担当）

- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。

- 3 提案理由 日本学術会議会則の一部改正に伴い、関係条文を整備する必要があるため。

(案)

日本学術会議の運営に関する内規（平成１７年１０月４日日本学術会議第１回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（会員又は連携会員の候補者の推薦等） 第６条 会員又は連携会員(会則第７条第１項に基づき任命された連携会員を除く。<u>以下この条において同じ。</u>)による会員又は連携会員の候補者の推薦は、他の１人以上の会員又は連携会員の賛同を得て、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。 ２ 前項の推薦の効力は、６年間とする。 ３ １人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、１年間（この場合の１年間とは、１０月１日を始期とし翌年の９月３０日を終期とする１年間をいうものとする。）に２人を限度とする。 ４ 選考委員会は、会則第８条第２項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。 <u>（会則第７条第１項に基づく連携会員の候補者の選考の手続）</u> 第６条の２ <u>会則第７条第１項に基づく連携会員の候補者の選考の手続は、次のとおりとする。</u> <u>（１）各部（幹事会が別の会議を定める場合は、その会議。以下第１２条において同じ。）は、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要がある</u>	（会員又は連携会員の候補者の推薦等） 第６条 会員又は連携会員(会則第７条第１項に基づき任命された連携会員を除く。)による会員又は連携会員の候補者の推薦は、他の１人以上の会員又は連携会員の賛同を得て、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。 ２ 前項の推薦の効力は、６年間とする。 ３ １人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、１年間（この場合の１年間とは、１０月１日を始期とし翌年の９月３０日を終期とする１年間をいうものとする。）に２人を限度とする。<u>ただし、会則第７条第１項に定める連携会員の候補者の推薦についてはこの限りでない。</u> ４ 選考委員会は、会則第８条第２項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。

<u>と認める者を、会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。</u> <u>(2) 幹事会は、当該候補者を国際業務に参画させる必要があると認めた場合又は第12条第1項第4号により当該専門的事項の審議が行われる委員会の委員として選考した場合に限り、会則第8条第5項の連携会員の候補者として決定することとする。</u> (委員会の委員の委嘱の手続) 第12条 委員会の委員の委嘱の手続は、次のとおりとする。 (1) 委員会の設置に伴い、会長は、委員会に所属する委員の選考を幹事会に依頼する。 (2) 幹事会は、会長の依頼を受け、委員の候補者の推薦を各部に依頼する。 (3) 各部は、委員の候補者を、<u>別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。</u> (4) 幹事会は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。 (5) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。 <u>2 委員会の委員の追加に伴う委嘱の手続は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、委員会が追加する委員の推薦を各部に依頼することとする。</u>	(委員会の委員の委嘱の手続) 第12条 委員会の委員の委嘱の手続は、次のとおりとする。 (1) 委員会の設置に伴い、会長は、委員会に所属する委員の選考を幹事会に依頼する。 (2) 幹事会は、会長の依頼を受け、委員の候補者の推薦を各部に依頼する。 (3) 各部は、<u>幹事会の依頼を受け、委員の候補者を幹事会に推薦する。</u> (4) 幹事会は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。 (5) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。 <u>2 各部は、会員又は連携会員ではない者を委員の候補者とする場合、前項第3号の規定にかかわらず、当該候補者を、会則第7条第1項に定める連携会員の候補者として、選考委員会に推薦することとする。</u> <u>3 前項において、候補者が会則第8条第2項の名簿に掲載された場合、幹事会は、当該候補者を委員として選考すべき者と認めた場合に限り、同条第4項の連携会員の候補者として決定することとする。</u>
--	--

(分科会等の委員) 第 1 8 条 会則第 2 8 条第 1 項及び第 2 項並びに第 6 条の 2 及び第 1 2 条の規定は、分科会等に準用する。	(分科会等の委員) 第 1 8 条 会則第 2 8 条第 1 項及び第 2 項の規定は、分科会等に準用する。
--	---

附 則

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成 1 8 年日本学術会議規則第 号）の施行の日から施行する。

1 4	
幹事会	9

提 案

委員会、分科会等の委員及び特任連携会員の推薦様式について

- 1 提 案 者 浅島副会長（組織運営担当）
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。
- 3 提案理由 日本学術会議の運営に関する内規の一部改正に伴い、委員会、分科会等の委員及び特任連携会員の推薦様式を定める必要があるため。

(案)

委員会、分科会等の委員及び特任連携会員
の推薦様式について

〔平成 18 年 2 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）（以下「内規」という。）第 12 条による委員会の委員の推薦及び内規第 6 条の 2 による連携会員（「特任連携会員」という。）の推薦については、下記の様式により行うものとする。

記

- 1 委員会、分科会等の委員の推薦様式 様式 1
- 2 特任連携会員の推薦様式 様式 2

様 式 1

(日 付)

日本学術会議会長
〇〇 〇〇 殿

第〇部長 〇 〇 〇 〇

(委員会・分科会等名称)の委員として、下表のとおり、候補者を推薦します。

(委 員 会 ・ 分 科 会 等 の 名 称)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考

* 日本学術会議会則第7条第1項に基づき本委員会の審議に参画するため任命される連携会員（「特任連携会員」という。）であり、様式2を添付する。

様 式 2

(日 付)

日本学術会議会長

〇〇 〇〇 殿

第〇部長 〇 〇 〇 〇

表 1 の（委員会の審議事項／国際業務）に参画するため、表 2 の者を日本学術会議会則第 7 条第 1 項に基づき任命する連携会員（「特任連携会員」という。）の候補者として推薦します。

(表 1) 参画する委員会の審議事項／国際業務及び期間

委 員 会 等 名	〇 〇 〇 分 科 会 / 〇 〇 〇 国 際 業 務
参画する委員会 の審議事項／国 際業務	
審議／業務期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(表2) 特任連携会員候補者

氏 名	国 籍	年 齢	性 別	現 職	専門分野	推薦理由(100字以内)	本人内諾	候補者連絡先(〒・住所・電話番号・メールアドレス)
								(勤務先／自宅の別)

注1) 別記記入要領に基づき記入願います。

注2) 委員会等の特定の専門的事項の審議に参画する必要性から特任連携会員を推薦する場合は、当該委員会等の委員としての推薦も必要となりますので御注意ください。

特任連携会員候補者推薦書記入要領

1. 氏名

候補者の氏名（戸籍上の氏名）を記入してください。

姓と名の間は一字空けとしてください。

2. 国籍

日本学術会議連携会員の候補者は、日本国籍を有することが必要です。

3. 年齢

候補者リスト作成時点における候補者の年齢を半角数字で「51」のように記入（「歳」又は「才」の表記は不要です。）してください。

4. 性別

「男」又は「女」と記入してください。

5. 現職

候補者リスト作成時点における候補者の現職（複数ある場合は、主要なもの一つ）に係る機関名、職名等を正式名称で記入してください。

6. 専門分野

候補者の専門分野（複数ある場合は、主要なもの一つ）を記入してください。

7. 推薦理由

推薦する候補者について、どのような観点から当該委員会の構成員とすることが望ましいと考えるのか、又は国際業務に参画することが必要であると考えたのかという点を中心に100字以内で簡潔に記述してください。

8. 本人内諾

推薦情報の正確性、選考事務の効率化、個人情報保護の観点から推薦に当たっては、候補者本人の候補者になることについての内諾を得ていただくことが必要です。内諾を得た場合には「○」を記入してください。

9. 候補者連絡先

候補者本人と郵便又は電話で連絡が取れる連絡先の郵便番号、住所、電話番号及びメールアドレス（持っている場合）を記入してください。

なお、冒頭に自宅又は勤務先の別を括弧書きで付記してください。

10. その他

候補者リストは、当該候補者を構成員に委嘱しようとする委員会ごと、又は国際業務ごとにそれぞれ別葉としてください。

候補者の現職、候補者の年齢等については、原則として候補者リストに記載された作成時点におけるものとして取り扱います。

1 5	
幹事会	9

提 案

委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付随様式等について

- 1 提 案 者 浅島副会長（組織運営担当）

- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり申し合わせること。

- 3 提案理由 委員会の運営要綱又は設置要綱を改正することにより分科会等を設置提案する際に、設置目的、審議事項等を明らかにするため、あらかじめこれらの事項を書き込む様式を定める必要がある。

委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等について（案）

（平成 18 年 月 日
日本学術会議第 回幹事会申合せ）

委員会の運営要綱又は設置要綱を改正することにより分科会又は小分科会を設置提案する際には、設置目的、審議事項等を明らかにするため、下記に示した様式も併せて提出することとする。

なお、設置提案の説明は、原則として設置提案者である委員長が行う。

記

（様式）

〇〇〇委員会分科会（小分科会）の設置について

分科会等名：_____

1	所属委員会名 （複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。）	
2	委員の構成	
3	設置目的	
4	審議事項	
5	設置期間	年 月 日～ 年 月 日／常設
6	備考	

(参考)

【記載要領】

設置する分科会等一つにつき1枚、別紙様式の各項目を御記入の上、事務局の担当者に御提出ください。なお、複数の委員会の下に設置される分科会等である場合には、委員会間で調整の上、連絡窓口となる委員会から御提出ください。

○ 分科会等名

新たに設置する分科会等の名称を記入してください。

1 所属委員会名

分科会等を設置する委員会の名称を記載してください。なお、複数の委員会の下に設置される分科会等である場合には、委員会間で調整の上、複数の所属委員会名を記載するとともに、主体となる委員会に○印を付けてください。

2 委員の構成

分科会等の委員の構成を記入してください。なお、人数については、分科会等として活動できる人数の範囲を考慮の上、記入してください。

(例)「○名以内の会員及び×名以内の連携会員」

「○名以内の会員又は連携会員」

3 設置目的

分科会等の設置目的を200～300字程度で記入してください。

4 審議事項

分科会等における審議事項を50字以内で記入してください。なお、具体的な課題を設定して審議を行う場合は、そのことを示して報告書の作成時期についても記入してください。

(例) ・具体的な課題を設定しない場合

「○○○○○の審議に関すること。」

・具体的な課題を設定する場合

「○○○○○の審議に関すること。なお、□年△月を目途に報告書を作成する。」

5 設置期間

期限を設けて設置する場合には、始期と終期を記入してください。常設の場合には、「常設」に○印を付けてください。

6 備考

その他、何か記載すべき事項がありましたら記入してください。

1 6	
幹事会	9

提 案

分野別委員会運営要綱の一部を改正する決定案について

- 1 提 案 者 史学委員会委員長
 法学委員会委員長
 政治学委員会委員長

- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。

- 3 提案理由 分科会の設置に伴い、運営要綱を一部改正する必要があるため。

分野別委員会運営要綱（平成１７年１０月４日日本学術会議第１回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

次表により、改正前欄の掲げる規定をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第１					別表第１				
分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
史学委員会	(略)	(略)	(略)		史学委員会	(略)	(略)	(略)	
	<u>博物館・美術館等の組織運営に関する分科会</u>	<u>学芸員制度などの改善及び充実策の検討並びに展示方法に関する専門的知識の充実策の検討に関すること</u>	<u>５名以内の会員及び５名以内の連携会員</u>						
	<u>歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会</u>	<u>歴史・考古史資料の情報提供及び公開方法並びに近現代公文書の保存に関する原則の研究に関すること</u>	<u>５名以内の会員及び５名以内の連携会員</u>						
	<u>アジア研究・対アジア関係に関する分科会</u>	<u>日本におけるアジア研究のあり方の再検討及びアジア諸国との学術交流体制の充実策の研究に関すること</u>	<u>５名以内の会員及び５名以内の連携会員</u>						
	<u>歴史認識・歴史教育に関する分科会</u>	<u>アジア諸国との歴史認識の調整方法の研究及び共同の歴史研究の体制の検討に関すること</u>	<u>５名以内の会員及び５名以内の連携会員</u>						
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

法学委員会	(略)	(略)	(略)		法学委員会	(略)	(略)	(略)	
	法学系大学院分科会	法学系研究者養成システムの再構築の検討及び大学院・学部における法学教育の役割分担の再検討に関すること	8名以内の会員及び7名以内の連携会員						
	「法における公と私」分科会	各法領域における公と私の関係に係わる問題並びに近年の社会経済的変化及び政策動向に規定された法における公私の境界の流動化の問題並びに法における公と私の規範論的再構成の理論問題に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員						
政治学委員会	民主主義と信頼分科会	日本の民主主義における信頼や法治の研究に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員		政治学委員会				
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

分野別委員会運営要綱（改正後）

〔平成17年10月4日
日本学術会議第1回幹事会決定〕

改正 平成18年 1月23日日本学術会議第7回幹事会決定
平成18年 2月13日日本学術会議第8回幹事会決定
平成18年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定

（組織）

第1 日本学術会議会則第16条に規定する分野別委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれの分野における会員又は連携会員をもって組織する。

（分科会）

第2 各委員会に置かれる分科会を、別表第1のとおり定める。

（庶務）

第3 委員会の庶務は、日本学術会議事務局の各課・参事官の協力を得て、別表第2の各委員会に対応する事務局参事官が処理する。ただし、国際委員会に置かれる分科会を兼ねるものについては、委員会において別途定める。

（雑則）

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年1月23日日本学術会議第7回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年2月13日日本学術会議第8回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

別表第 1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
言語・文学委員会				
哲学委員会				
心理学・教育学委員会				
社会学委員会				
史学委員会	史学委員会国際歴史学会議等分科会	国際歴史学委員会（C I S H）への対応に関すること	5 名以内の会員及び 1 0 名以内の連携会員	
	史学委員会 I U O A S 分科会	国際オリエント・アジア研究連合（I U O A S）への対応に関すること	5 名以内の会員及び 1 0 名以内の連携会員	
	史学委員会 I U H P S 分科会	国際科学史・科学基礎論連合（I U H P S）への対応に関すること	5 名以内の会員及び 1 0 名以内の連携会員	
	博物館・美術館等の組織運営に関する分科会	学芸員制度などの改善及び充実策の検討並びに展示方法に関する専門的知識の充実策の検討に関すること	5 名以内の会員及び 5 名以内の連携会員	
	歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会	歴史・考古史資料の情報提供及び公開方法並びに近現代公文書の保存に関する原則の研究に関すること	5 名以内の会員及び 5 名以内の連携会員	
	アジア研究・対アジア関係に関する分科会	日本におけるアジア研究のあり方の再検討及びアジア諸国との学術交流体制の充	5 名以内の会員及び 5 名以内の連携会員	

		実策の研究に関する こと		
	歴史認識・歴史 教育に関する分 科会	アジア諸国との歴史 認識の調整方法の研 究及び共同の歴史研 究の体制の検討に関 すること	5名以内の会 員及び5名以 内の連携会員	
地域研究委員会	地 域 研 究 委 員 会・環境学委員 会合同IHDP 分科会	地球環境変化の人間 的次元の研究計画 (IHDP)への対 応に関すること	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
法学委員会	法学委員会IAL S分科会	法学国際協会(IAL S)への対応に関 すること	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
	法学系大学院分 科会	法学系研究者養成シ ステムの再構築の検 討及び大学院・学部 における法学教育の 役割分担の再検討に 関すること	8名以内の会 員及び7名以 内の連携会員	
	「法における公 と私」分科会	各法領域における公 と私の関係に係わる 問題並びに近年の社 会経済的変化及び政 策動向に規定された 法における公私の境 界の流動化の問題並 びに法における公と 私の規範論的再構成 の理論問題に関する こと	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
政治学委員会	民主主義と信頼 分科会	日本の民主主義にお ける信頼や法治の研 究に関すること	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	

経済学委員会				
経営学委員会				
基礎生物学委員会	基礎生物学委員会 I U B S 分科会	国際生物科学連合（I U B S）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 I U P A B 分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載	
	基礎生物学委員会・農学基礎委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 I U M S 分科会	農学基礎委員会に記載	農学基礎委員会に記載	
応用生物学委員会	応用生物学委員会・環境学委員会合同 S C O P E 分科会	環境問題科学委員会（S C O P E）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 I U P A B 分科会	国際純粋・応用生物物理学連合（I U P A B）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
農学基礎委員会	農学基礎委員会・生産農学委員会合同 I U N S 分科会	国際栄養科学連合（I U N S）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	農学基礎委員会・生産農学委員会合同 C I G R 分科会	国際農業工学会（C I G R）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	基礎生物学委員会・農学基礎委員会	国際微生物学連合（I U M S）への対応	6名以内の会員及び10名	

	員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 I U M S 分科会	応に関すること	以内の連携会員	
	農学基礎委員会・生産農学委員会合同 I U S S 分科会	国際土壌科学連合（I U S S）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
生産農学委員会	農学基礎委員会・生産農学委員会合同 I U N S 分科会	農学基礎委員会に記載	農学基礎委員会に記載	
	農学基礎委員会・生産農学委員会合同 C I G R 分科会	農学基礎委員会に記載	農学基礎委員会に記載	
	基礎生物学委員会・農学基礎委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 I U M S 分科会	農学基礎委員会に記載	農学基礎委員会に記載	
	農学基礎委員会・生産農学委員会合同 I U S S 分科会	農学基礎委員会に記載	農学基礎委員会に記載	
基礎医学委員会	基礎医学委員会 I U B M B 分科会	国際生化学・分子生物学連合（I U B M B）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	基礎医学委員会 I U P S 分科会	国際生理科学連合（I U P S）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	基礎医学委員会	国際薬理学連合（I	5名以内の会	

	I U P H A R 分 科会	U P H A R) への対 応に関すること	員及び10名 以内の連携会 員	
	基礎医学委員会 I C L A S 分科 会	国際実験動物科学会 議 (I C L A S) へ の対応に関すること	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
	基礎医学委員 会・臨床医学委 員会合同C I O M S 分科会	国際医学団体協議会 (C I O M S) への 対応に関すること	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
	基礎医学委員 会・臨床医学委 員会・歯学委員 会合同U I C C 分科会	国際対がん連合 (U I C C) への対応に 関すること	7名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
	基礎生物学委員 会・農学基礎委 員会・生産農学 委員会・基礎医 学委員会・臨床 医学委員会合同 I U M S 分科会	農学基礎委員会に記 載	農学基礎委員 会に記載	
臨床医学委員会	基礎生物学委員 会・農学基礎委 員会・生産農学 委員会・基礎医 学委員会・臨床 医学委員会合同 I U M S 分科会	農学基礎委員会に記 載	農学基礎委員 会に記載	
	基礎医学委員 会・臨床医学委 員会合同C I O M S 分科会	基礎医学委員会に記 載	基礎医学委員 会に記載	
	基礎医学委員 会・臨床医学委 員会・歯学委員	基礎医学委員会に記 載	基礎医学委員 会に記載	

	会合同U I C C 分科会			
健康・生活科学委員会				
歯学委員会	基礎医学委員会・臨床医学委員会・歯学委員会合同U I C C 分科会	基礎医学委員会に記載	基礎医学委員会に記載	
薬学委員会				
環境学委員会	応用生物学委員会・環境学委員会合同S C O P E分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載	
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同I G B P分科会	地球圏－生物圏国際共同研究計画（I G B P）への対応に関する こと	5名以内の会員及び10名 以内の連携会員	
	地域研究委員会・環境学委員会合同I H D P 分科会	地域研究委員会に記載	地域研究委員会に記載	
数学委員会				
物理学委員会	物理学委員会I U P A P分科会	国際純粋・応用物理学連合（I U P A P） への対応に関する こと	5名以内の会員及び10名 以内の連携会員	
	物理学委員会I A U分科会	国際天文学連合（I A U）への対応に 関すること	5名以内の会員及び10名 以内の連携会員	
地球惑星科学委員会	地球惑星科学委員会国際対応分 科会	海洋研究科学委員会（S C O R）への 対応に関する こと	7名以内の会員及び25名 以内の連携 会員	
		国際地質科学連合（I U G S）への 対		

		応に関すること		
		国際鉱物学連合（I MA）への対応に 関すること		
		国際第四紀学連合 （I N Q U A）への 対応に関すること		
		国際地理学連合（I G U）への対応に 関すること		
		国際地図学協会（I C A）への対応に 関すること		
		国際測地学及び地球 物理学連合（I U G G）への対応に 関すること		
		宇宙空間研究委員会 （C O S P A R）へ の対応に関すること		
		南極研究科学委員会 （S C A R）への 対応に関すること		
		国際北極科学委員会 （I A S C）への 対応に関すること		
		地質科学国際研究計 画（I G C P）への 対応に関すること		
		国際リソスフェア計 画（I L P）への 対応に関すること		
		太陽地球系物理学国 際共同研究計画（S T P P）への対応に 関すること		

		気候変動国際共同研究計画（WCRP）への対応に関すること		
		太陽地球系物理学・科学委員会（SCOSTEP）への対応に関すること		
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP分科会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
情報学委員会				
化学委員会	化学委員会IUPAC分科会	国際純正・応用化学連合（IUPAC）への対応に関すること	6名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	化学委員会IUCr分科会	国際結晶学連合（IUCr）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
総合工学委員会	総合工学委員会・土木工学・建築学委員会合同WFEO分科会	世界工学団体連盟（WFEO）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	総合工学委員会ICO分科会	国際光学委員会（ICO）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	総合工学委員会・電気電子工学委員会合同IFAC分科会	国際自動制御連盟（IFAC）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
機械工学委員会	機械工学委員会・土木工学・建築学委員会合	国際理論応用力学連盟（IUTAM）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会	

	同 I U T A M 分 科会		員	
電気電子工学委 員会	電気電子工学委 員会 U R S I 分 科会	国際電波科学連合 (U R S I) への対 応に関すること	5 名以内の会 員及び 1 0 名 以内の連携会 員	
	総 合 工 学 委 員 会・電気電子工 学委員会合同 I F A C 分科会	総合工学委員会に記 載	総合工学委員 会に記載	
土木工学・建築学 委員会	機 械 工 学 委 員 会・土木工学・ 建築学委員会合 同 I U T A M 分 科会	機械工学委員会に記 載	機械工学委員 会に記載	
	総 合 工 学 委 員 会・土木工学・ 建築学委員会合 同 W F E O 分科 会	総合工学委員会に記 載	総合工学委員 会に記載	
材料工学委員会				

別表第2

言語・文学委員会	参事官（審議第1担当）
哲学委員会	参事官（審議第1担当）
心理学・教育学委員会	参事官（審議第1担当）
社会学委員会	参事官（審議第1担当）
史学委員会	参事官（審議第1担当）
地域研究委員会	参事官（審議第1担当）
法学委員会	参事官（審議第1担当）
政治学委員会	参事官（審議第1担当）
経済学委員会	参事官（審議第1担当）
経営学委員会	参事官（審議第1担当）
基礎生物学委員会	参事官（審議第1担当）
応用生物学委員会	参事官（審議第1担当）
農学基礎委員会	参事官（審議第1担当）
生産農学委員会	参事官（審議第1担当）
基礎医学委員会	参事官（審議第1担当）
臨床医学委員会	参事官（審議第1担当）
健康・生活科学委員会	参事官（審議第1担当）
歯学委員会	参事官（審議第1担当）
薬学委員会	参事官（審議第1担当）
環境学委員会	参事官（審議第2担当）
数学委員会	参事官（審議第2担当）
物理学委員会	参事官（審議第2担当）
地球惑星科学委員会	参事官（審議第2担当）
情報学委員会	参事官（審議第2担当）
化学委員会	参事官（審議第2担当）
総合工学委員会	参事官（審議第2担当）
機械工学委員会	参事官（審議第2担当）
電気電子工学委員会	参事官（審議第2担当）
土木工学・建築学委員会	参事官（審議第2担当）
材料工学委員会	参事官（審議第2担当）

17	
幹事会	9

提 案

日本学術会議地区会議運営要綱の一部を改正する決定案について

- 1 提案者 科学者委員会委員長
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること
- 3 提案理由 地区会議の庶務は、従前から各地区の関係大学事務局に協力いた
だいて行っているところだが、関係大学を決定する手続きが不明確
であったので、当該大学を決定するのは日本学術会議幹事会である
こと等について明文化することとし、今般、運営要綱を改正するも
のである。

日本学術会議地区会議運営要綱（平成１７年１０月４日 日本学術会議第１回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第３ 地区会議は、前項の目的を達成するため、単独又は部若しくは委員会と共同で<u>地区内の関係大学、関係機関・団体等の協力を得て、次の活動を行うものとする。</u> （１）～（５）（略）	第３ 地区会議は、前項の目的を達成するため、単独又は部若しくは委員会と共同で、次の活動を行うものとする。 （１）～（５）（略）
第５ （略） ２、３ （略） ４ <u>地区会議の活動に関する事務を処理するため、日本学術会議事務局及び日本学術会議幹事会が決定する関係大学事務局に</u>地方連絡委員を置く。地方連絡委員は、地区会議を構成する会員等との連絡調整を密にするものとする。	第５ （略） ２、３（略） ４ <u>地区会議に、その活動に関する事務を処理するため</u>地方連絡委員を置く。地方連絡委員は、地区会議を構成する会員等との連絡調整を密にするものとする。
第９ 地区会議の庶務は、<u>日本学術会議事務局企画課及び関係大学事務局</u>において処理する。	第９ 地区会議の庶務は、<u>事務局企画課</u>において処理する。

日本学術会議地区会議運営要綱（改正後）

〔平成17年10月4日
日本学術会議第1回幹事会決定〕

改正 平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定

改正 平成18年2月 日日本学術会議第 回幹事会決定

（総則）

第1 日本学術会議会則第33条に基づく地区会議の運営は、この要綱の定めるところによる。

（目的及び任務）

第2 地区会議は、日本学術会議の諸活動を地区内の科学者等に周知徹底し、及び日本学術会議に対する意見、要望を汲み上げて日本学術会議と科学者との意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする。

第3 地区会議は、前項の目的を達成するため、単独又は部若しくは委員会と共同で地区内の関係大学、関係機関・団体等の協力を得て、次の活動を行うものとする。

- （1）科学者との懇談会の開催
- （2）学術講演会等の開催
- （3）地区会議ニュース等の発行
- （4）地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする事業
- （5）その他目的の達成に必要な事業

（区分）

第4 地区会議の区分は次のとおりとする。

- （1）北海道
- （2）東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- （3）関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）
- （4）中部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- （5）近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- （6）中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- （7）九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

(構成)

第5 地区会議は、原則として各部が当該地区に居住する会員又は勤務地を有する会員の中から選出した各3名をもって構成する。ただし、地区会議の要請があった場合には、各部は幹事会に諮り、構成員を追加することができる。

2 当該地区に居住する会員又は勤務地を有する特定の部の会員が2名以下の場合には、当該部は、連携会員又は他地域の会員を構成員として加えることができる。

3 地区会議は、構成員である会員の中から代表幹事1名を選出する。代表幹事は、地区会議を主宰する。

4 地区会議の活動に関する事務を処理するため、日本学術会議事務局及び日本学術会議幹事会が決定する関係大学事務局に地方連絡委員を置く。地方連絡委員は、地区会議を構成する会員等との連絡調整を密にするものとする。

(事業計画)

第6 各地区会議は、年度当初において当該年度における事業計画案を策定し、科学者委員会に提出しなければならない。

2 科学者委員会は、各地区会議の原案に基づき事業計画を整理し、幹事会の議を経て決定する。

(地区会議代表幹事会)

第7 地区会議代表幹事会は、科学者委員会の委員長及び各地区会議の代表幹事をもって構成する。

2 地区会議代表幹事会は、科学者委員会委員長がこれを主宰し、幹事若干名を置く。

3 地区会議代表幹事会は、原則として総会時に開催し、各地区会議と連絡を密にするものとする。

4 必要に応じて、総会時に委員会と地区会議代表幹事会の合同会議を開催することができる。

(留意事項)

第8 地区会議の事業は、法令及び規則等並びに地区会議の主旨に反しない範囲において、各地区の自主的判断に任せるものとする。ただし、各地区の事業内容等について、地区会議代表幹事会等において調整することができる。

2 地区会議の事業は、日本学術会議協力学術研究団体の活動と連携を保って行うことが望ましい。

3 地区会議は、事業を行うに当たって、他の地区会議と合同し、若しくは他の地区会議の一部の地域の協力を得て実施することができる。

4 各地区の地区割りは、各地区間の合意により変更することができる。

(庶務)

第9 地区会議の庶務は、日本学術会議事務局企画課及び関係大学事務局にお

いて処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、地区会議の運営に関し必要な事項は科学者委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年2月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

1 8	
幹事会	9

提 案

日本学術会議協力学術研究団体規程の一部を改正する決定案について

- 1 提案者 科学者委員会委員長
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること
- 3 提案理由 別表で定められた協力学術研究団体の申込書について、記入しやすい様式に改めるとともに、記入項目を一部簡素化する。また、記入内容は統計分析のための基礎資料として使用することを但し書きに明記するために改正するものである。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第3項関係）		別表（第3項関係）	
日本学術会議協力学術研究団体申込書 平成 年 月 日 日本学術会議会長 殿 申込団体名 代表者氏名 印 日本学術会議の活動に協力する学術研究団体としての称号の付与を受けたいので、 関係書類を添えて下記により申し込みます。 記 1 名称 和文（ふりがな） 英文 2 代表者（氏名、所属・肩書き、性別） 3 設立年月日 4 個人会員である構成員の数（学部学生を除く。）及び男女の別 5 活動状況 （1）機関誌（誌名、創刊年月、発行回数／年、発行部数） （2）会合（年次総会、全国学術大会、公開講演会など主な会合名及び開催数／年） （3）その他 6 連合体への加盟状況 （1）国内（連合体名称、加盟年月日） （2）国外（連合体名称、加盟年月日） 7 事務所（事務局） 所在地 〒 <u>事務担当者名、電話、FAX、E-mail、ホームページ</u>		日本学術会議協力学術研究団体申込書 平成 年 月 日 日本学術会議会長 殿 申込団体名 代表者氏名 印 <u>性別（男・女）</u> 日本学術会議の活動に協力する学術研究団体としての称号の付与を受けたいので、 関係書類を添えて下記により申し込みます。 記 1 名称 和文（ふりがな） 英文 2 代表者（氏名、所属・肩書き） 3 設立年月日 4 個人会員である構成員の数（学部学生を除く。）及び男女の別 5 活動状況 （1）機関誌（誌名、創刊年月、発行回数／年、発行部数） （2）会合（年次総会、全国学術大会、公開講演会など主な会合名及び開催数／年） （3）その他 6 連合体への加盟状況 （1）国内（連合体名称、加盟年月日） （2）国外（連合体名称、加盟年月日） 7 事務所（事務局） 所在地 〒 <u>電話、FAX、E-mail、ホームページ</u> <u>事務担当者（氏名、所属・肩書き）</u> <u>電話（勤務先、自宅）、FAX、E-mail</u> <u>8 日本学術会議からの刊行物等資料の送付先（上記事務所と異なる場合）</u> 〒	
(略)		(略)	
その他 本申込書に記入いただいた内容は、学界の状況に関する統計分析を行うための 基礎資料として使用し、分析結果を公表する場合がありますので、ご承知おき ください。			

日本学術会議協力学術研究団体規程（改正後）

平成 17 年 10 月 4 日
日本学術会議第 1 回幹事会決定

改正 平成 年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定

（要件）

第 1 日本学術会議会則第 34 条に規定する日本学術会議協力学術研究団体は、次の基準を具備することを原則とする。

- ① 学術研究の向上発達を図ることを主たる目的とする団体であつて、かつその目的とする分野における学術研究団体として活動しているものであること。
- ② 個人会員である構成員の数が、100 名以上であること。

第 2 前項の基準の判定に当たっては、関係団体の実情を勘案して行うことができる。

（称号の付与）

第 3 日本学術会議協力学術研究団体の称号の付与は、次の手続により行うものとする。

- ① 称号の付与を受けようとする団体は、申込書（別表に定める様式）に所要の事項を記入の上、会長あて申し込むものとする。
- ② 日本学術会議協力学術研究団体の称号の付与の申込みがあつたときは、会長は、科学者委員会にその処理を付託するものとする。
- ③ 科学者委員会は、必要に応じ関係各部に諮った上、会長に意見を述べ、会長はこれに基づいて幹事会に諮り決定する。
- ④ 会長は、幹事会の決定を速やかに当該団体に通知する。

（活動）

第 4 日本学術会議は、日本学術会議協力学術研究団体の称号が付与された団体に対して次のことを行うものとする。

- ① 広報刊行物、ニュース・メール等の配布・配信
- ② 選考委員会からの会員及び連携会員の候補者に関する情報の提供の依頼
- ③ 適当と認められる会議の共同開催又は後援

（変更の届出）

第 5 日本学術会議協力学術研究団体の称号が付与された団体は、代表者、事務局所在地、連絡先等の変更があつた場合は速やかに文書で届け出るものとする。

(称号の取消し)

第6 前項の届出がない等の理由により広報資料等の受取人が不明となった場合は、会長は、幹事会の議を経て当該団体に付与した称号を取り消すことができるものとする。この場合において、会長は、科学者委員会に意見を求めるものとする。

2 会長は、称号の取消しを行った場合は、当該団体に付与した称号を取り消したことを、日本学術会議のホームページに掲載するものとする。

(学会の連合体等)

第7 学会の連合体及びこれに準じるもの、その他日本学術会議において必要と認めた団体は、学術研究団体に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、日本学術会議協力学術研究団体の称号の付与並びに日本学術会議協力学術研究団体との連携及び協力に当たって必要な事項は、科学者委員会がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この決定は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年9月30日において、日本学術会議の広報協力学術団体である団体については、第3の規定にかかわらず、日本学術会議協力学術研究団体の称号の付与を希望した場合には、その称号を付与する。

附 則 (平成 年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

別表（第3項関係）

日本学術会議協力学術研究団体申込書

平成 年 月 日

日本学術会議会長 殿

申込団体名

代表者氏名

印

日本学術会議の活動に協力する学術研究団体としての称号の付与を受けたいので、関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

- 1 名称 和文（ふりがな）
英文
- 2 代表者（氏名、所属・肩書き、性別）
- 3 設立年月日
- 4 個人会員である構成員の数（学部学生を除く。）及び男女の別
- 5 活動状況
 - （1）機関誌（誌名、創刊年月、発行回数／年、発行部数）
 - （2）会合（年次総会、全国学術大会、公開講演会など主な会合名及び開催数／年）
 - （3）その他
- 6 連合体への加盟状況
 - （1）国内（連合体名称、加盟年月日）
 - （2）国外（連合体名称、加盟年月日）
- 7 事務所（事務局）
所在地 〒
事務担当者名、電話、FAX、E-mail、ホームページ

- 添付物
- 1 会則・約款、設立趣意書、機関誌
 - 2 役員名簿（男女別の情報を含む。）
 - 3 その他活動状況の分かる資料

提出先 〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34
日本学術会議事務局企画課
日本学術会議協力学術研究団体担当
電話 （03）3403-1906

その他 本申込書に記入いただいた内容は、学界の状況に関する統計分析を行うための基礎資料として使用し、分析結果を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

19	
幹事会	9

提 案

教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会教師の科学的教養と教員養成
委員会の設置について

- 1 提案者 秋田喜代美、佐藤学、三田一郎、藤田英典、鈴木晶子、
内田伸子、佐藤勝彦
- 2 議 案 標記について、下記のとおり承認すること。
- 3 提案理由 学校教育において科学教育を担う教師自身が高度な複合的学
際的科学技術知識や教養を有するための教員養成教育カリキュ
ラムや現職教育の在り方について検討するため。

記

日本学術会議会則第十六条の「課題別委員会」
として置くこと

別表第2（第11条関係）

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、以下の課題別委員会の設置を提案します。

1	委員会名	教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会
2	設置提案者	秋田喜代美、佐藤学、三田一郎、藤田英典、鈴木晶子、内田伸子、佐藤勝彦
3	設置期間	平成18年2月23日から平成19年3月31日28日まで
4	構成員数	14名程度
5	設置の必要性及び審議事項	<設置の必要性・期待される効果等> 若者の理数離れや学力低下に伴い、若者の理数学力育成については「若者の科学力育成・増進」としてこれまでも平成12年度以来日本学術会議においても繰り返し検討され、さまざまな報告書や提言が物理科学分野の研究者を中心になされてきている。第17期には物理学研究連絡委員会から「物理教育・理科教育の現状と提言」、第19期には若者の科学力増進特別委員会から「次世代の科学力を育てるために」の報告書が出され、第20期には科学と社会委員会科学力増進分科会が設置されている。 しかし、若者自体に科学的興味関心を高めることの必要性和同時に、学校教育において科学教育を担う教師のための教員の科学的教養や資質と教員養成教育カリキュラムや現職教育の在り方に焦点を絞り短期的解決課題として検討することが、国際的な教師教育研究の動向に鑑みても重要である。国際的な理数学力テスト結果は議論されているが、いわゆる理数系にすぐれた才能をもつ生徒の育成等これからの科学者コミュニティを形成する生徒の育成に焦点を当てた教育の議論も、まだ十分に議論がされているとはいえない状況である。 知識社会において急速に発展する科学技術の知識に対応する教育を行っていくためには、教師自身が高度な複合的学際的科学技術知識や教養を有し、そのために常に学び続けていく科学教育のための教師教育政策への提言が必要である。 平成19年度には教職専門職大学院が設置されることが決まっており、また団塊世代の教員の退職によって大量の新規教員採用が予定され、教員の大幅な資質低下が2007年問題と言われ予想されている。この中で、科学教育の教養を教員に育成するための教師教育の在り方について、さまざまな科学分野の研究者と教育学・心理学・社会科学等関連諸分野研究者が日本学術会議として政策提言を行うことは、これら教育動向から鑑みても、この数年の喫緊の課題として重要である。 <審議事項> 科学教育に焦点を絞り、知識社会に対応する教師の科学的教養や実践的知識の在り方、それに伴って考えられる教員養成・現職教師教育カリキュラム、教師教育政策科学研究の課題を学際的・融合的に検討する。そのためにシンポジウムや研究会などを開催し、近年の科学教育や教師教育をめぐる議論の問題点を解明する。また、この内容は科学と社会委員会科学力増進分科会とも連携協力しつつ、最終報告書を提出し政策提言を行う。

※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は5名以上の会員

2 0	
幹事会	9

提 案

教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会教師の科学的教養と教員養成
委員会設置要綱案について

- 1 提案者 会長
- 2 議 案 標記について、別紙のとおり決定すること。
- 3 提案理由 日本学術会議会則第十六条の「課題別委員会」として提案した「教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会教師の科学的教養と教員養成委員会」の設置にあたり、設置要綱を定める必要があるため。

教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会教師の科学的教養と教員養成

委員会設置要綱

〔平成18 年2 月23 日〕
日本学術会議第9 回幹事会決定

（設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会教師の科学的教養と教員養成委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第2 委員会は、知識社会に対応する教師の科学的教養や実践的知識の在り方、それに伴って考えられる教員養成・現職教師教育カリキュラム、教師教育政策科学研究の課題について調査審議する。

（組織）

第3 委員会は、16 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成19年3月31日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

2 1	
幹事会	9

提 案

科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱の一部を 改正する決定案について

- 1 提 案 者 科学者の行動規範に関する検討委員会委員長

- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。

- 3 提案理由 分科会の設置に伴い、設置要綱を一部改正する必要があるため。

科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱（平成１７年１０月２７日日本学術会議第４回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

次表により、改正前欄の掲げる規定をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
<u>（分科会）</u> 第 5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。							
	分科会	調査審議事項	構成				
	行動規範作業分科会	行動規範の原案に関すること	委員会の委員 4 名程度				
	憲章作業分科会	科学者憲章の改正に関すること	委員会の委員 4 名程度				
<u>（庶務）</u> 第 6 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。				<u>（庶務）</u> 第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。			
<u>（雑則）</u> 第 7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。				<u>（雑則）</u> 第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。			

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱（案）

〔平成17年 10月 27日〕
日本学術会議第 4回幹事会決定

改正 平成18年 月 日 日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、科学者の行動規範に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第2 委員会は、科学者コミュニティの自律性・倫理性を強化、担保するため、科学者の行動規範について調査審議する。

（組織）

第3 委員会は、15名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成18年10月31日まで置かれるものとする。

（分科会）

第5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成
行動規範作業分科会	行動規範の原案に関する こと	委員会の委員4名程 度
憲章作業分科会	科学者憲章の改正に関す ること	委員会の委員4名程 度

（庶務）

第56 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第67 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

2 2	
幹事会	9

提 案

平成17年度代表派遣について（平成18年3月分）

1 提 案 者 会 長

2 議 案 標記について、別紙のとおり実施すること。

3 提案理由 「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」第19条及び第22条の規定に基づくものである。

<参考>「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」（抄）

（派遣者の選考）

第19条 会長及び関係委員長は、幹事会で承認された派遣実施計画に基づき、代表を派遣すべき会議等（以下「代表派遣会議」という。）のそれぞれの内容等に応じて、学術会議会員（以下「会員」という。）の中から適任者を選考し、様式第7に定める代表派遣会議候補者推薦書により派遣候補者を会長に推薦するものとする。ただし、学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）の中に適任者があると認められる場合は、その者を候補者として推薦することができる。

2 会長は、前項の規定により推薦された派遣候補者について、原則として代表派遣会議が開始される日の1か月前までに開かれる幹事会の議決を経た上、学術会議の代表として派遣される者（以下「派遣者」という。）として派遣するものとする。

（代表派遣会議の追加）

第22条 会長は、第17条第4項の規定により配分した旅費に残額が生じた場合は、その旅費の範囲内において、国際委員会委員長と協議の上、幹事会の議決を経て、代表派遣会議を追加して派遣することができる。

番号	国際会議等	派遣日数		開催地及び用務地	派遣候補者 (職名)	備考
		会期分	計			
91	宇宙空間研究委員会(COSPAR)理事会及び 科学諮問委員会	3月21日	3 日	パリ	小杉 健郎 暫定連携会員 宇宙航空研究開発機構・ 宇宙科学研究本部教授	追 加 第2区分 815
		～		_____		
		3月23日		フランス		
92	国際問題に関するインターアカデミーパネル(IAP) 執行委員会	3月27日	2 日	リオデジャネイロ	中西 友子 第2部会員 東京大学大学院農学生命科学研究科教授	追 加 (会長の代理) 10956
		～		_____		
		3月28日		ブラジル		
93	国際問題に関するインターアカデミーパネル(IAP) 執行委員会	3月27日	2 日	リオデジャネイロ	河野 長 第3部会員 東京工業大学・岡山大学名誉教授	追 加 (会長の代理) 794
		～		_____		
		3月28日		ブラジル		

2 3	
幹事会	9

提 案

平成17年度代表派遣の変更について

1 提案者 会長

2 議 案 標記について、別紙のとおり変更すること。

3 提案理由 「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」第21条第2項

<参考>「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」（抄）

（派遣実施計画の変更等）

- 第21条** 関係委員長は、幹事会で承認された派遣実施計画若しくは派遣者の変更をすべき事情が生じた場合は、その理由を付して速やかに会長に通知しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定による通知があった場合は、理由を付して改めて幹事会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に幹事会の承認が得られない場合は、事後に追認を求めるものとする。

別紙

会議名称	派遣期間(会期分)	開催地	派遣者	変更内容	変更理由
第34回地質科学国際研究計画 (IGCP)理事会セッション	平成18年2月16日～ 2月17日	パリ (フランス)	土 隆一 (暫定連携会員)	派遣の取消し	派遣者の都合のため (健康上の理由)

24	
幹事会	9

提 案

第52回構造工学シンポジウムの開催について

1. 提案者 土木工学・建築学委員会委員長

2. 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 主 催 日本学術会議土木工学・建築学委員会、日本建築学会、土木学会

2. 日 時 平成18年4月4日、5日

3. 場 所 建築会館及び読売東京理工専門学校

4. 議事次第

4月4日

9:00～15:00

土木工学部門、建築学部門各講演

挨拶：（日本学術会議土木工学・建築学委員会委員）

15:15～16:15

特別講演会「構造工学の発展に大型構造実験は寄与できるのかー期待と不安ー」

中島正愛（京都大学防災研究所教授、独立行政法人防災科学技術研究所

兵庫耐震工学研究センター長）

16:25～18:15

土木・建築合同パネルディスカッション「大型実験による構造工学の新たな挑戦」

挨拶：中島章典（宇都宮大学、土木学会構造工学論文集編集小委員会委員長）

司会：中埜良昭（東京大学生産技術研究所）、勝地 弘（横浜国立大学）

パネリスト：山田 哲（東京工業大学）、倉本 洋（豊橋技術科学大学）、

竹之内博行（施工総合技術研究所）、下迫健一郎（港湾空港技術研究所）

4月5日

9:00～15:00

土木工学部門、建築学部門各講演

次回以降の日程について

(1) 幹事会

- | | | | |
|-----------|-------|----------|---------|
| ① 第10回幹事会 | 平成18年 | 3月23日(木) | 14:00から |
| ② 第11回幹事会 | 平成18年 | 4月10日(月) | 総会終了後 |
| ③ 第12回幹事会 | 平成18年 | 4月11日(火) | 総会終了後 |
| ④ 第13回幹事会 | 平成18年 | 4月12日(水) | 委員会終了後 |
| ⑤ 第14回幹事会 | 平成18年 | 5月25日(木) | 14:00から |
| ⑥ 第15回幹事会 | 平成18年 | 6月22日(木) | 14:00から |
| ⑦ 第16回幹事会 | 平成18年 | 7月27日(木) | 14:00から |

(2) 総 会

- | | | | | | | |
|---|-------|----------|-------|--------|-------|-------------|
| ① | 平成18年 | 4月10日(月) | から | 12日(水) | まで | [春の定例総会] |
| ② | 平成18年 | 10月 | 2日(月) | から | 4日(水) | まで [秋の定例総会] |

日本学術会議細則（平成17年10月4日日本学術会議第146回総会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(会長の互選) <u>第2条 会長の互選が行われる総会の50日前までに、会則第25条の規定に基づき、幹事会に会長候補者推薦委員会（以下本条において「委員会」という。）を附置する。</u> <u>2 委員会の運営に関する事項は、幹事会が定める。</u> <u>3 会長の互選が行われる総会に先立ち、会員（互選が行われる総会時に会員である者をいう。以下本条において同じ。）による投票を行う。この投票は原則として郵送で行うものとし、投票の方法は、次のとおりとする。</u> <u>（1）委員会は、3人（本人を除く。）以上の会員の推薦（ただし、1人の会員が推薦ができる数は1人までとする。）を受けた者及び委員会が適当と認める者のうちから合計9人を、本人の同意を得た上で、会長候補者の推薦リストに登載し、会員に提示する。</u> <u>（2）会員は、推薦リストに掲載された者のうち2人まで投票する。ただし、3人のうち1人については推薦リストに掲載された者以外の会員に投票できる。</u> <u>4 会長の互選は、総会に出席した会員により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。</u> <u>（1）委員会は、本人の同意を得た上で、前項における投票で上位4位以内の者（同位の者が複数となった場合は、年長者をもってこれに充てる。）を、会長の候補者として総会に提示する。</u>	(会長の互選) 第2条 <u>事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付することとする。</u> <u>（1）互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴を含む。）</u> <u>（2）その他幹事会が認めた資料</u> <u>2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。</u>

<u>(2) 前号により提示された者は、投票に先立ち所信を表明する。</u> <u>(3) 投票は、単記無記名による。</u> <u>(4) 投票総数の過半数を得た者をもって、会長とする。</u> <u>(5) 当該投票において、過半数を得た者がいないときは、上位の得票者 2 人について決選投票を行い、多数を得た者をもって会長とする。ただし、決選投票を行うべき 2 人及び会長に互選された者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。</u> <u>5 前 3 項及び前項の投票に関し必要な事項は、幹事会が定める。</u> <u>6 前 5 項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第 8 条第 6 項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。</u>	<u>(1) 投票は、単記無記名による。</u> <u>(2) 投票総数の過半数を得た者をもって、会長の候補者とする。</u> <u>(3) 第 1 回の投票において過半数を得た者がいないときは、過半数を得る者があるまで投票を行う。</u> <u>(4) 第 3 回の投票において、なお過半数を得た者がいないときは、当該投票における上位 の得票者 2 人について決選投票を行い、多数を得た者をもって会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき 2 人及び会長の候補者に互選された者を定めるに当たり得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。</u> <u>3 会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就く意思がない場合は、前項の互選を再度行うこととする。</u> <u>4 前 3 項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第 8 条第 6 項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。</u>
--	---

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

会長候補者推薦委員会設置要綱（案）

〔平成 18 年 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 会長候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

（組織）

第 2 委員会は、6 名以上 8 名以下の会員をもって組織する。

（任務）

第 3 日本学術会議細則第 2 条に規定される会長の互選に関する事項を審議する。

（庶務）

第 4 委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

（雑則）

第 5 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

会長の互選に関する幹事会決定（案）

日本学術会議細則（平成１７年１０月４日日本学術会議第１４６回総会決定）（以下「細則」という。）第２条第５項の規定に基づき、以下のとおり定める。

（事前に送付する資料）

第１条 細則第２条第３項の投票を行うに当たり、事務局長は、会員（互選が行われる総会時に会員である者をいう。以下同じ。）に対し、その返送期日の１０日前までに、次の資料を送付することとする。

- （１）投票用紙
- （２）返送用封筒
- （３）投票用紙封入用封筒
- （４）細則第２条第３項第１号の推薦リスト（履歴を含む。）
- （５）会員の名簿（履歴を含む。）
- （６）その他同条第１項に基づく会長候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた資料

（投票）

第２条 細則第２条第３項の投票に当たり、会員は、あらかじめ定められた期日までに、前条第２号に規定する封筒により事務局あて返送する。なお、期日までに事務局に届かなかった場合は、当該会員の票は無効とする。

（無効投票）

第３条 細則第２条第３項に規定される投票については、次の各号のいずれかに該当する票は無効とする。

- （１）第１条第１号から第３号に規定する用紙及び封筒を用いない場合
- （２）同一者の氏名を複数回記載した場合
- （３）細則第２条第３項第１号に規定される推薦リストに掲載された以外の者を２名以上記載した場合
- （４）４名以上の氏名を記載した場合
- （５）第１条第５号に規定される会員の名簿に掲載された以外の者を記載した場合
- （６）氏名のほか、他事を記載した場合。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入した場合は、この限りでない。
- （７）氏名を自書しない場合
- （８）何人を記載したかを確認し難い場合

２ 細則第２条第４項に規定される投票については、次の各号のいずれかに該当する票は無効とする。

- （１）２名以上の氏名を記載した場合
- （２）細則第２条第４項第１号に規定される会員の名簿に掲載された以外の者を記載した場合
- （３）氏名のほか、他事を記載した場合。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入した場合は、この限りでない。

(4) 氏名を自書しない場合

(5) 何人を記載したかを確認し難い場合

(同一の氏名の者等に対する得票の有効)

第4条 同一の氏名、氏又は名の者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した票は有効とし、その同一の氏名、氏又は名の者の人数分の1をそれぞれの得票とする。

2 前項の規定は、細則第2条第4項の会長の互選のための投票について準用する。

(立会人)

第5条 細則第2条第3項に規定される投票の開票は、委員会が本人の承諾を得て、委員会の委員から指名した2名の立会人の立ち会いの下で事務局が開票を行い、投票された票について疑義が生じた場合は、立会人の判断による。

2 同条第4項に規定される投票は、本人の承諾を得て、立会人となるべき者を50音順で最初の会員及び最後の会員をもって充て、その立ち会いの下で事務局が開票を行い、投票された票について疑義が生じた場合は、立会人の判断による。なお、その者が会長の候補者である場合又は不在である場合は、順次該当する者をもって充てる。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

会長の互選及び副会長の指名の方法(会長試案)

「会長候補者推薦委員会」の構成について、「会長、副会長、部長、副部長及び幹事、選考委員会に所属する委員、及び企画委員会に所属する委員」(現状では 28 人)とすると、審議を進める上で委員の数の多さから意見の集約が難しくなることが想定される。このため、幹事会、企画委員会及び選考委員会の連合開催ではなく、臨時の委員会として設置し、委員の定員を6名以上8名以下程度とすることを、幹事会での議論には間に合わなかったため私案として提案する。

I 会長の互選について

(1) 「会長候補者推薦委員会」(仮称)(以下、委員会と呼ぶ)を設置

① 委員会は6名以上8名以下の会員(委員会の設置が承認される幹事会時に会員であるもの。)をもって組織され、「日本学術会議の運営に関する内規」第12条に基づき委員の委嘱を行う。

② 委員会の委員長、副委員長及び幹事は、日本学術会議会則第 28 条により選出される。

※ 委員会の委員長、副委員長及び委員が、候補者となる場合は、すみやかにその職を辞任する。また、その補欠を行う。

※ 委員会は、互選の行われる総会の遅くとも 50 日前までに幹事会附置の臨時の委員会として設置される。

会長の互選及び副会長の指名の方法(案)

I 会長の互選について

(1) 「会長候補者推薦委員会」(仮称)(以下、委員会と呼ぶ)を設置

① 委員会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事、選考委員会に所属する会員、及び企画委員会に所属する会員をもって組織する。

② 委員長は会長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

※ 委員会の委員長、副委員長及び委員が、候補者となる場合は、すみやかにその職を辞任する。なお、その後任の者を前任の者が所属する部の会員の中から、部の推薦により前任の者が指名することができる。

※ 委員会は、互選の行われる総会の遅くとも 50 日前までに設置される。

(2) 委員会における会長候補者の選定

① 委員会において、3人以上の会員(互選が行われる総会時に会員である者。以下同じ。)の推薦(自薦の場合は本人を除く。)を受け、かつ、候補者となることについて同意する会員の中から9人の候補者を選定する。(なお、1人の会員につき1人まで推薦できる。) 委員会は、必要に応じて、会員からの推薦の有無に拘わらず、候補者となることについての同意をえて、会員を候補者として選定することができる。

② 会員は、郵送による投票で、委員会によって選定されリストに掲載された候補者のうち3人までに投票する(ただし、3人のうち1人についてはリストに掲載された候補者以外の会員に投票できる。)(無記名投票)。なお、同一候補者の氏名を複数回記載した場合には、当該会員の票を無効とする。

(当該投票の遅くとも 10 日前までに、互選が行われる総会時における会員に対し、会員の名簿(略歴を含む。))と併せて、候補者のリスト(履歴を含む。))を送付する。)

③ 委員会は、当該投票による上位4人を候補者として総会に提示する。

(3) 総会当日（投票）

- ① 各会員は、1人1票をもち、委員会より提示された候補者のうち1人に投票する。なお、他事記載がある票は無効とする。（無記名投票）
- ② 有効投票総数の過半数の票を得た者をもって会長の候補者とする。
- ③ 当該投票において有効投票総数の過半数の票を得たものがないときは、上位の得票者2人について決選投票を行い、相対多数を得た者をもって会長の候補者とする。ただし、得票数が同数の場合には、年長者をもってこれに充てる。

Ⅱ 副会長の指名について

副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。

課題別委員会設置の在り方について（会長案）

2月13日に開催された幹事会において、課題別委員会に関する議論があったので、次のとおり設置の在り方について整理した。

1. 背景

課題別委員会は、第19期以前の特別委員会に代わって設置されることになったものである。なお、特別委員会は、期の初めに検討して設置されるものの他、府省からの諮問等に応じて設置されるものがあった。

2. 課題別委員会の存在意義

社会が抱えるその時々の課題について、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提言をする。

3. 課題別委員会の要件

学際的・分野横断的で緊急に提言が必要な政策課題、政府等から検討の依頼があった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題

4. 課題別委員会の運営方針

（1）設置数

同時に存在する課題別委員会の数は概ね10程度とする。

（2）設置期限

設置の期限は概ね1年間とする。設置期限を越えて審議を行おうとする場合には、再度提案を行う。

（3）設置手続き

- 1) 幹事会は、原則として四半期ごとに、例えば「要諦」の目標ミッションの主要課題等に基づき課題別委員会を設置して扱うべき課題を決定（四半期毎）する。課題別委員会を設置するに当たっては企画委員会に諮問し、企画委員会で検討する。課題別委員会の設置を希望する会員は幹事会に提案する。
- 2) 課題別委員会としての設置が認められなかった場合にも、分野別委員会の分科会として設置することを妨げない。

分科会設置に係る全体スケジュール(幹事会の開催毎に可能であるが、最も早い場合を例示した。)

18. 2. 23

			特任連携会員スケジュール	分科会スケジュール	一般連携会員スケジュール
18. 2. 13	(月)	第147回臨時総会	会則改正の提案→承認		
18. 2. 13	(月)	第8回幹事会			
18. 2. 15	(水)	第7回選考委員会			第1次連携会員内定
18. 2. 23	(木)	第9回幹事会	内規改正、推薦様式決定	委員推薦様式決定 設置説明様式申合せ	第1次連携会員決定
18. 3. 1	(水)	頃	会則公布施行		
18. 3. 15	(水)	頃			第1次連携会員任命
18. 3. 23	(木)	第10回幹事会		分野別委員会運営要綱改正 (分科会設置)	
			特任連携会員を推薦	※1委員候補者 推薦提案・承認	※2
				分科会の開催	
18. 4. 10	(月)	第148回総会1日目		委員候補者 推薦提案・承認	
18. 4. 11	(火)	第148回総会2日目			
18. 4. 12	(水)	第148回総会3日目		分科会の開催	
		第13回幹事会			
18. 5. 25	(木)	第14回幹事会			

※1 3月23日の幹事会で分科会の設置を先に審議し、分科会の所属の決定(人事案件)を後に審議することが前提である。

※2 3月23日の幹事会で分科会の設置を審議し、4月11日の幹事会で分科会の所属の決定を審議する。

(案)

府日学第 号
平成 年 月 日

第一部長 広 渡 清 吾 }
第二部長 金 澤 一 郎 } あて
第三部長 海 部 宣 男 }

日本学術会議会長

黒 川 清 公印省略

教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会委員候補者
の推薦について（依頼）

標記の委員会に委嘱するための委員候補者を下記により推薦願います。

記

1 推薦人数

第一部 7 人以内
第二部 3 人以内
第三部 4 人以内

2 推薦期限及び推薦先

3 月 1 6 日（木）までに、幹事会に対し別添様式により推薦

(案)

府日学第 号
平成 年 月 日

第一部長 広 渡 清 吾 }
第二部長 金 澤 一 郎 } あて
第三部長 海 部 宣 男 }

日本学術会議会長
黒 川 清 公印省略

〇〇〇委員会△△△分科会委員候補者の推薦について（依頼）
の推薦について（依頼）

標記の委員会に委嘱するための委員候補者を下記により推薦願います。

記

1 推薦人数

第一部 〇〇人以内
第二部 〇〇人以内
第三部 〇〇人以内

2 推薦期限及び推薦先

〇〇月〇〇日までに、幹事会に対し別添様式により推薦

様 式 1

(日 付)

日本学術会議会長
〇〇 〇〇 殿

第〇部長 〇 〇 〇 〇

(委員会・分科会等名称)の委員として、下表のとおり、候補者を推薦します。

(委 員 会 ・ 分 科 会 等 の 名 称)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考

* 日本学術会議会則第7条第1項に基づき本委員会の審議に参画するため任命される連携会員（「特任連携会員」という。）であり、様式2を添付する。

様 式 2

(日 付)

日本学術会議会長

〇〇 〇〇 殿

第〇部長 〇 〇 〇 〇

表 1 の（委員会の審議事項／国際業務）に参画するため、表 2 の者を日本学術会議会則第 7 条第 1 項に基づき任命する連携会員（「特任連携会員」という。）の候補者として推薦します。

(表 1) 参画する委員会の審議事項／国際業務及び期間

委 員 会 等 名	〇 〇 〇 分 科 会 / 〇 〇 〇 国 際 業 務
参画する委員会 の審議事項／国 際業務	
審議／業務期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

平成18年8月～平成19年3月までの幹事会等日程（案）

参考5

平成18年8月	平成18年9月	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月	平成19年1月	平成19年2月	平成19年3月
1（火）	1（金）	1（日）	1（水）	1（金）	1（月）	1（木）	1（木）
2（水）	2（土）	2（月） 総会	2（木）	2（土）	2（火）	2（金）	2（金）
3（木）	3（日）	3（火） 総会	3（金）	3（日）	3（水）	3（土）	3（土）
4（金）	4（月）	4（水） 総会	4（土）	4（月）	4（木）	4（日）	4（日）
5（土）	5（火）	5（木）	5（日）	5（火）	5（金）	5（月）	5（月）
6（日）	6（水）	6（金）	6（月）	6（水）	6（土）	6（火）	6（火）
7（月）	7（木）	7（土）	7（火）	7（木）	7（日）	7（水）	7（水）
8（火）	8（金）	8（日）	8（水）	8（金）	8（月）	8（木）	8（木）
9（水）	9（土）	9（月）	9（木）	9（土）	9（火）	9（金）	9（金）
10（木）	10（日） 黒川会長 任期満了	10（火）	10（金）	10（日）	10（水）	10（土）	10（土）
11（金）	11（月）	11（水）	11（土）	11（月）	11（木）	11（日）	11（日）
12（土）	12（火）	12（木）	12（日）	12（火）	12（金）	12（月）	12（月）
13（日）	13（水）	13（金）	13（月）	13（水）	13（土）	13（火） 連合部会	13（火）
14（月）	14（木）	14（土）	14（火）	14（木）	14（日）	14（水）	14（水）
15（火）	15（金）	15（日）	15（水）	15（金）	15（月）	15（木）	15（木）
16（水）	16（土）	16（月）	16（木）	16（土）	16（火）	16（金）	16（金）
17（木）	17（日）	17（火）	17（金）	17（日）	17（水）	17（土）	17（土）
18（金）	18（月）	18（水）	18（土）	18（月）	18（木）	18（日）	18（日）
19（土）	19（火）	19（木）	19（日）	19（火）	19（金）	19（月）	19（月）
20（日）	20（水）	20（金）	20（月）	20（水）	20（土）	20（火）	20（火）
21（月）	21（木） ○	21（土）	21（火）	21（木） ○	21（日）	21（水）	21（水）
22（火）	22（金）	22（日）	22（水） ○	22（金）	22（月）	22（木） ○	22（木） ○
23（水）	23（土）	23（月）	23（木）	23（土）	23（火）	23（金）	23（金）
24（木）	24（日）	24（火）	24（金）	24（日）	24（水）	24（土）	24（土）
25（金）	25（月）	25（水）	25（土）	25（月）	25（木） ○	25（日）	25（日）
26（土）	26（火）	26（木） ○	26（日）	26（火）	26（金）	26（月）	26（月）
27（日）	27（水）	27（金）	27（月）	27（水）	27（土）	27（火）	27（火）
28（月）	28（木）	28（土）	28（火）	28（木）	28（日）	28（水）	28（水）
29（火）	29（金）	29（日）	29（水）	29（金）	29（月）		29（木）
30（水）	30（土）	30（月）	30（木）	30（土）	30（火）		30（金）
31（木） ○		31（火）		31（日）	31（水）		

※（注:幹事会開催は午後2時を予定）

日本学術会議における今後の予定

時期	総会・幹事会	会長・副会長	部	企画委員会	選考委員会	科学者委員会	科学と社会委員会	国際委員会	分野別委員会	課題別委員会	地区会議	その他
			2日13:30～16:00 第2回第1部拡大役員会（内容等：現状の問題点とこれからの方向性についての意見交換等） 13日13:00～16:00 第3回第1部会 13日13:00～16:00 第3回第2部会 13日13:00～16:00 第3回第3部会			10日14:00～16:00 第5回科学者委員会 13日12:05～男女共同参画分科会		6日14:00～16:00 第1回AASSREC等分科会 13日17:00～18:00 第2回国際委員会	2日15:30～17:30 第3回地球惑星科学委員会（内容等：設置すべき分科会について等） 6日18:30～20:30 第2回情報科学委員会（内容等：検討すべき課題と分科会、課題別委員会等） 13日12:00～13:00 第3回史学委員会（内容等：「学術・芸術資料保全体制検討委員会」について等） 13日12:00～13:00 第3回地域研究委員会（内容等：分科会について等） 13日17:00～18:30 第2回法学委員会（内容等：分科会について等） 13日9:00～10:00 第3回歯学委員会（内容等：今後の活動計画等） 13日17:15～18:15 第2回基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同懇談会（内容等：立ち上げるべき分科会について等） 13日17:15～18:15 第3回社会学委員会（内容等：連携委員の選考について等） 13日17:15～18:30 第2回経済学委員会（内容等：IEA、IEHAに対する国内対応組織について等） 13日17:45～18:30 第3回農学基礎委員会及び第3回生産農学委員会（内容等：分科会の対応について等） 14日10:00～12:00 第2回物理学委員会（内容等：分科会について等） 14日9:00～10:00 第1回物理学委員会IUPAP分科会（内容等：委員長及び幹事の選出について等） 14日12:00～13:00 第1回物理学委員会IAU分科会（内容等：委員長及び幹事の選出について等） 15日10:00～11:30 第1回機械工学委員会・土木工学・建築学委員会合同IUTAM分科会（内容等：委員長及び幹事の選出について等） 21日15:30～16:30 第1回農学基礎委員会・生産農学委員会IUSS分科会（内容等：分科会委員長の決定等） 23日14:00～16:00 第1回史学委員会IUHPS分科会（内容等：役員の選出について等） 24日10:00～12:00 第2回薬学委員会（内容等：本日のシンポジウムについて等） 25日15:00～17:00 第1回地球惑星科学委員会国際対応分科会（内容等：委員長及び幹事の選出について等） 25日13:00～15:00 第4回地球惑星科学委員会（内容等：国際対応について等） 25日17:00～19:00 第1回化学委員会IUPAC分科会（内容等：委員長の選出等）	3日10:00～12:00 第1回学術とジェンダー委員会（内容等：役員の選出等） 10日11:00～13:00 第3回科学者の行動規範に関する検討委員会（内容等：科学者の行動規範について等） 15日10:00～12:00 第2回政府統計の作成・公開方策に関する委員会（内容等：報告骨子案について等） 21日11:00～13:00 第4回科学者の行動規範に関する検討委員会（内容等：科学者の行動規範について等）	P東北地区会議公開学術講演会（秋田大学） 13日17:00～地区会議代表幹事会	1日、2日 IAC理事会（アムステルダム） 23日 日英アカデミーナノテクワークショップ
2月	13日18:15～第8回幹事会				15日10:00～第7回選考委員会							
	23日14:00～第9回幹事会	23日12:15～第2回総合科技と日学との懇談会	20日10:00～12:00 第1回「動物実験の適正な実施に向けたがイドライン策定」に関する第二部拡大役員会WG（内容等：がイドラインの策定について等）			24日17:00～広報分科会						

時期	総会・幹事会	会長・副会長	部	企画委員会	選考委員会	科学者委員会	科学と社会委員会	国際委員会	分野別委員会	課題別委員会	地区会議	参考6 その他
									27日16:00～18:00 第1回総合工学委員会 I C O 分科会（内容等：委員長及び幹事の選出について等） 28日10:00～12:30 第2回総合工学委員会（内容等：第3部拡大役員会に関する報告等） 28日14:00～16:00 第1回総合工学委員会・電気電子工学委員会合同 I F A C 分科会（内容等：委員長及び幹事の選出について等） 28日10:00～12:00 第4回土木工学・建築学委員会（内容等：設置すべき分科会について等） 28日12:00～13:00 第1回総合工学委員会・土木工学・建築学委員会合同 W E F O 分科会（内容等：委員長の選出について等） 28日13:00～14:00 第1回環境学委員会・地球惑星科学委員会合同 I G B P 分科会（内容等：委員長及び幹事の選出について等）			
3月	23日14:00～ 第10回幹事会			31日10:00～ 12:00 第6回企画委員会	17日10:00～ 第8回選考委員会	30日14:00～ 第7回広報分科会	6日14:00～ 16:00 第3回科学力増進分科会（内容等：サイエンスカフェについて等） 1日12:30～ 14:30 第3回国際会議主催等検討分科会 （日時未定） 第5回アジア学術会議分科会 14日15:00～ 第2回AASSREC等分科会 15日13:30～ 14:30 第1回ICSU等分科会 15日14:30～ 16:30 第3回国際委員会 （日時未定） 第1回持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2006分科会	15日16:00～18:00 第3回健康・生活科学委員会（内容等：本委員会の活動計画等）	15日10:00～ 12:00 第3回政府統計の作成・公開方策に関する委員会（内容等：委員会報告案について等）	P九州・沖縄地区会議公開学術講演会（鹿児島大学） 2日 中国・四国地区会議公開学術講演会（岡山大学） 3日 中部地区会議地域振興フォーラム（金沢大学） 14日 北海道地区会議公開学術講演会（北海道大学）	27日、28日 IAP執行委員会（リオ・デジャネイロ）	

時期	総会・幹事会	会長・副会長	部	企画委員会	選考委員会	科学者委員会 (春の定例総会時) 科学者委員会 (春の定例総会時) 男女共同参画分科会 20日17:00～第8回広報分科会	科学と社会委員会	国際委員会 (春の定例総会時) 第4回国際委員会 総会期間中(予定) 第4回国際会議主催等検討分科会	分野別委員会	課題別委員会	地区会議	参考6 その他
4月	10日～12日第148回総会 10日(総会終了後)第11回幹事会 11日(総会終了後)第12回幹事会 12日(委員会終了後)第13回幹事会											17日～19日 第6回アジア 学術会議(開催地:インド)
5月	25日14:00～第14回幹事会					P 広報分科会						
6月	22日14:00～第15回幹事会	18日(予定) 共同主催① 第20回国際生化学・分子生物学会議(京都) 開会式 28日(予定) 共同主催② 第20回国際コンピュータ支援放射線医学・外科学会議(大阪) 開会式				P 広報分科会						
7月	27日14:00～第16回幹事会	9日(予定) 共同主催③ 2006年世界政治学会・福岡大会(福岡) 開会式 23日(予定) 共同主催④ 第19回国際鉱物学会議(神戸) 開会式 23日(予定) 共同主催⑤ 第25回天然物化学国際会議・第5回生物多様性国際会議(京都) 開会式				P 広報分科会						

時期	総会・幹事会	会長・副会長	部	企画委員会	選考委員会	科学者委員会	科学と社会委員会	国際委員会	分野別委員会	課題別委員会	地区会議	参考⑥ その他
8月		<u>21日（予定）</u> 共同主催⑥ 第17回 磁性国際会議（京 都）開会式 <u>28日（予定）</u> 共同主催⑦ 2006年 国際サイコセラ ピー会議イン・ ジャパン及び第3 回アジア国際サイ コセラピー会議 （新宿）				P 広報分科 会						
9月		<u>6日（予定）</u> 共同主催⑧ 第16回 国際顕微鏡学会議 （札幌）記念式典 <u>10日</u> 黒川会長任 期満了				P 広報分科 会				P 課題別委員 会（科学者の 行動規範）の 報告（予定）		<u>8日、9日</u> 持 続可能会議（京 都）
10月	<u>2日～4日</u> 第149回総会					P 広報分科 会		<u>（秋の定例総 会時）</u> 第5回国際委 員会				

別表第 2

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下の課題別委員会の設置を提案します。

1	委 員 会 名	子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会
2	設 置 提 案 者	仙田満、進士五十八、村上周三、大垣眞一郎、岸玲子、加賀谷淳子、金澤一郎
3	設 置 期 間	平成 18 年 2 月 13 日から平成 19 年 2 月 28 日まで
4	構 成 員 数	15 名以内
5	設置の必要性 及び審議事項	(1) 委員会設置の必要性・期待される効果等 日本の将来を担うべき次世代の活力は大きく低下していると思われる。 日本学術会議は人文科学、生命科学、理工科学の各分野を横断し、この問題に取り組み、日本政府に対し健全かつ想像力豊かな次世代育成のための国家戦略を立案することを提案すべきと考える。 (2) 審議事項 1) 子どもの活力が大きく低下している状況についての現状調査 2) 要因についての総合的な討議、分析、推論 3) 活性化国家戦略のための基本方針 4) 教育（文科省）、保育・子育て（厚労省）、公園・都市・住宅（国交省）、農体験（農水省）、自然体験（環境省）、こども関連産業（経産省）等の各政策連携の検討 5) 目標の設定及び政策実行スケジュールの提案 日本学術会議の検討はこれらの審議事項の中でも分野横断的な 2) の要因についての討議、及び分析、推論であり、それに基づく 3) 基本方針を示すことが重要と思われる。 (3) 背景及び目標 別紙参照

※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は 5 名以上の会員

別表第 2

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下の課題別委員会の設置を提案します。

1	委 員 会 名	地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会
2	設 置 提 案 者	村上周三（土木工学・建築学委員会委員長）、入倉孝次郎、池田駿介、濱田政則
3	設 置 期 間	平成 18 年 2 月 13 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
4	構 成 員 数	20 名以内
5	設置の必要性及び審議事項	（1）委員会設置の必要性・期待される効果等 近年、地震、津波、台風やハリケーン、などの地球規模の大災害が頻発している。例えば、スマトラ沖大地震では津波などにより約 23 万人に及ぶ死者が生じ、昨年 10 月のパキスタン北部地震では家を失ったものが 250 万人にも達した。また、近年、頻発と巨大化が目立つ台風やハリケーンによる災害では、米国南部を襲ったカトリーナ及びリタは総額 1,000 億ドルにも達する大災害をもたらした。我が国に目を向けても、人口稠密地帯を襲う大地震対策が焦眉の課題とされるとともに、集中豪雨の頻発による土砂災害、貴重な水資源である年平均降雨・降雪の減少、海面上昇による海岸侵食、都市の温暖化、気候変化による健康への影響や疫病形態の変化・増加など、自然環境の変化も急速に進展しつつある。また、一方では高齢化社会を迎え、災害弱者が増加しつつあり、人口減少とともに社会環境の変化が進んでいる。本提案の課題別委員会では、これらの地球規模の災害を視野において、安全・安心のための社会基盤構築の在り方や将来の整備の適正水準を検討し、これらの自然災害や社会環境の変化に如何に対応すべきか、科学的知見に基づく政策提言を行う。 （2）審議事項 このように、地球規模の大災害は多岐にわたっており、1 年間の検討事項として全てについて取り扱うことは困難である。従って、ここで提案している期間では対象として、①気候変動に伴う風水害などの規模・頻度変化の予測と、それに対応するハード及びソフト対策 ②地震によって大災害が生じる社会的メカニズムの分析とそのためのハード及びソフト対策 に焦点を絞って検討する。

審議を進めるに当たっては、以下の3つのグループ化を行う。

(1) 災害をもたらす地球規模自然環境やその変化の科学的予測が欠かせない。ここでは、過去から蓄積されてきたデータの吟味と地球シミュレータ解析などによる知見を元に予測を進める。さらに、中長期的な社会環境の変化や災害を生じさせる社会環境の分析を行う。

(2) このような自然・社会環境の変化に対応し、災害を軽減させるための社会基盤の適正な配備や整備水準の検討を行う。このとき、将来の人口や経済の動向は、社会基盤施設の適切な水準を考える上で重要なファクターの一つである。

(3) (2) で述べたハード対策に加えて、災害軽減のための社会システムや危機管理の在り方の検討を行う。情報基盤システムの活用、災害時に高齢者・女性など弱者を支援する地域コミュニティの構築、風水害や地震に対するハザードマップの作成とそれによる規制、避難方法の確立、などがこの対策のための手段となりえる。これに際して、行政・NPO・住民・科学者などの役割や連携・分担の在り方も議論を行う。

以上は相互に連携しており、個別的に検討し、それらを足し合わせるのみでは不十分である。(1) の予測・分析を基本的インプットデータとし、(2) 及び (3) のハード及びソフト対策の適切な組み合わせが必要となる。これらを取りまとめて報告書を作成し、行政に提言を行う。

※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は5名以上の会員

地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会設置要綱

〔平成 18 年 2 月 13 日〕
日本学術会議第8回幹事会決定

（設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第2 委員会は、気候変動や地震による災害の分析並びにそれに対応する社会基盤及び社会制度等の検討を行う。

（組織）

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成19年3月31日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。